○東北地方整備局告示第百四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月十日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十九号	福島県河沼郡会津坂下町字台ノ下七四四番三から同町字上口六三七番一まで	東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年八月十日

○関東地方整備局告示第三百三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月十日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百六十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
成田市名木字寺田一四四一番地先から同市名木字寺田一四三二番一まで	前	四九・六五～七〇・五四メートル	〇・〇三四キロメートル
	後	四九・六五～七一・四九	〇・〇三四

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常総国道事務所

○関東地方整備局告示第三百三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月十日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	成田市名木字寺田一四四一番から同市名木字寺田一四三二番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局常総国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年八月十日

○関東地方整備局告示第三百三十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月十日　関東地方整備局長　下保　修

別表の指定番号七の項指定をした日欄中「平成十八年八月十日」を「平成二十三年八月十日」に改める。

○北海道開発局告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月十日から一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月十日　北海道開発局長　高松　泰

一	道路の種類及び路線名	道路の位置	縦覧場所
一	一般国道二百二十九号	久遠郡せたな町大成区貝取澗から久遠郡せたな町大成区貝取澗まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部
〃	〃	久遠郡せたな町大成区貝取澗から久遠郡せたな町大成区長磯まで	〃
〃	〃	久遠郡せたな町大成区長磯から二海郡八雲町熊石西浜町まで	〃
〃	〃	二海郡八雲町熊石西浜町から二海郡八雲町熊石平町まで	〃

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　ＫＤＤＩ株式会社　建設本部長　西山　治男

住所　東京都千代田区飯田橋三丁目十一番十一号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十三年六月二十日から本協定の存続する日まで

○北海道開発局告示第八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月十日　北海道開発局長　高松　泰

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道勇払郡むかわ町美幸町三丁目五四番六から同道沙流郡日高町富川北二丁目一番一まで	前	Ａ　二二・〇〇～九四・〇〇メートル	一一・六〇二キロメートル	上記Ａ・Ｂ・Ｃ及びＤは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		Ｂ・Ｃ・Ｄ　二四・〇〇～二六・〇〇	一一・八八〇	
	後	Ａ　二二・〇〇～九四・〇〇	一一・六〇二	
		Ｂ・Ｃ・Ｄ　二四・〇〇～二六・〇〇	一一・八八〇	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

二　(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道枝幸郡浜頓別町字頓別原野四一九二番地先から同町字ブタウス一六番二まで	前	二二・〇七～二九・九八メートル	〇・一四一キロメートル
	後	二五・七七～三一・六七	〇・一四一
北海道枝幸郡浜頓別町字頓別原野四一九一番一地先から同町字モーブタウス三四番一〇まで	前	二一・一二～三一・六二	一・二六三
	後	二一・一二～三三・九六	一・二六三

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

○北海道開発局告示第八十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年八月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月十日　北海道開発局長　高松　泰

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五号	北海道磯谷郡蘭越町蘭越町二三〇番三から同町蘭越町二三六番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局小樽開発建設部
二百二十九号	北海道積丹郡積丹町大字神岬町字草内国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署三四七三林班ロ小班地先から同町大字神岬町字草内国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署三四七三林班い小班地先まで	〃

供用開始の期日　平成二十三年八月十日